

袖ヶ浦市ごみカレンダー

ごみステーションでは、飲食店や事務所などの事業系ごみは収集しません。処理方法は、クリーンセンターにお問い合わせください。

ごみと資源物に関するお問い合わせは

袖ヶ浦クリーンセンター ☎0438-63-1881
袖ヶ浦市ホームページ <https://www.city.sodegaura.lg.jp>

袖ヶ浦市ごみと資源物の出し方(日常用)と合わせてご利用ください。詳細は、ごみと資源物ガイドブックをご覧ください。

収集地区

9

長浦地区：蔵波第2分区、蔵波第3分区、蔵波台3丁目自治会、蔵波台若草東自治会、蔵波台若草西自治会、蔵波台7丁目自治会、谷ファミリータウン自治会
平岡地区：下泉区、上泉第2分区、滝ヶ沢自治会、もみの木台自治会、永吉区



朝8時までに出してください。前日・夜間は出せません。

- 燃せるごみ(指定袋)**
火曜日、木曜日、土曜日
- 燃せないごみ(指定袋)**
木曜日
- ガラスびん、空き缶類**
木曜日
- PETボトル、古布類、古紙**
月曜日
- 有害ごみ(第4週の燃せないごみの日)**
木曜日

※有害ごみは月1回の収集です。祝日の場合は、翌週となります。間違えやすいので、カレンダーで確認してください。

資源回収自治会事業 (コンテナ等による資源物の回収)
実施している地区の方は、ここに曜日を記入してください (年始及び祝日を除く)

曜日 資源回収自治会事業では、ごみステーションとは別に、自治会が指定した回収場所に回収用コンテナ等を設置して、週1回資源物を集めています。回収場所や曜日は、加入している自治会等にお問い合わせください。資源回収できるものは、家庭から出る「ガラスびん」「空き缶類」「PETボトル」「PETボトルキャップ」「新聞紙」「段ボール」「紙パック」「雑誌」「雑がみ」「古布類」「廃食用油」です。

日曜日、祝日及び1月1日～3日のごみ収集は行いません。ただし、5月6日と9月21日は該当地区のみ収集を行います。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| SUN | MON | TUE | WED | THU | FRI | SAT |
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | | | |
| 31 | | | | | | |

燃せるごみ

紙くず・繊維類、プラスチック・ビニール類、ゴム・皮革類、台所ごみ、草葉類、光学ディスク、内側がアルミの紙パック
袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せるごみ専用」に入れて出してください。

燃せないごみ

金属類、せともの・陶器類、電気機器、ガラス・鏡類、刃物類
袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せないごみ専用」に入れて出してください。

ガラスびん、空き缶類

内容物が残らないよう水でゆすいでから、透明又は半透明の袋に入れて出してください。

PETボトル、古布類、古紙 (新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ)

PETボトルは水でゆすいでから、透明又は半透明の袋に入れて出してください。
古布類、古紙は濡れないよう天気の良い日に出してください。

有害ごみ

スプレー缶・ライター(中身を全て使いきったもの)、水銀使用物、蛍光灯・電球類、乾電池、ビデオ・カセットテープ、小型充電式電池
種類ごとに透明又は半透明の袋に入れ、絶対に「他のごみ」と一緒に出さないでください。

ごみステーションに出すことはできません

粗大ごみ

市の指定袋に入らない大きさの粗大ごみは、クリーンセンターに自ら持ち込む方法か、ご自宅まで引き取りに伺う方法(戸別収集)のいずれかになります。
粗大ごみの持ち込み・戸別収集は、事前に袖ヶ浦クリーンセンターへ電話で予約してください。

- 予約ダイヤル ☎0438-63-1000**
- 予約受付日時 月曜日から金曜日(年末年始及び祝日を除く) 午前9時から午後4時
※戸別収集の予約は希望日の2日前まで
 - 搬入受付日時 月曜日から土曜日(年始及び祝日を除く) 午前9時から11時30分 午後1時から4時
 - 処理手数料 持ち込みの場合…10kgにつき100円
戸別収集の場合…粗大ごみ1点につき500円又は1,000円

多量のごみを、ごみステーションに出さないで引越しや大掃除の際、又は庭木の剪定枝など一時的に出る多量のごみは、分別してクリーンセンターに自ら持ち込むか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。

市で処理できないごみ

産業廃棄物やご家庭から排出されるもののうち法律でリサイクルすることが指定されているものなどは、市で処理することはできませんので、指定のリサイクル方法や専門業者等を通じて処分をお願いします。

- 家電リサイクル法対象品
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- 自動車・オートバイ(部品を含む)
- 消火器
- 薬品など
有毒性のある薬品及び容器、殺虫剤・農薬
- 在宅医療用機器(注射器・注射針など)
- 引火の危険性があるもの
ガソリン・軽油・灯油・混合オイル
- 液体状のもの(ペンキなど)
- 木の根・大型の木の幹
- 大型・堅牢な金属類・機械類
耐火金庫、鉄アレイ・バーベル、ボウリング球、ドラム缶、エンジン式の機械類、電動車いす、電動カート、大型の物置、高圧ボンベなど
- 粉状のもの(石灰など)
- 石・砂・コンクリートなど
土、砂、石、砂利、漬物石、瓦、レンガ、セメント・コンクリート製品、鉱物性のベトトイレ用の砂
- 建築廃材など
石膏ボード、流し台、洗面化粧台、風呂(浴槽)、便器
- その他
FRP製品・カーボン製品(サーフボード等)、ピアノ

ごみステーションは、利用者がお互いに協力してきれいに使しましょう。
○4月から小型充電式電池(バッテリー類)を有害ごみとして回収します。

※祝日の変更されるなど、収集日が変わる場合、広報・ホームページでお知らせします。